

新島空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第2項において準用する同法第39条第2項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第1項の規定により公示する。

令和8年6月22日

国土交通大臣 金子 恭之

- 1 事案の内容 令和8年国土交通省告示第761号に係る新島空港の施設変更について
- 2 日時 令和8年8月4日午前10時00分
- 3 場所 新島村住民センター 東京都新島村本村1丁目1番1号
- 4 主宰者 国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）
- 5 公述申込書及び公述書（以下「公述申込書等」という。）を提出すべき場所 国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（郵便番号100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号）
- 6 公述申込書等を提出すべき期限 令和8年7月6日
- 7 公述申込書等を提出すべき部数 各2部
- 8 その他
 - (1) 公述申込書等を直接持参する場合の受付時間は、毎日（行政機関の休日を除く。）午前9時30分から午後5時00分までとする。
 - (2) 公述申込書等を郵送する場合は、令和8年7月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (3) 公述しようとする利害関係人は、航空法施行規則第80条に規定する者でなければならない。
- (4) 公述申込書には、公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項を記載すること。
- (5) 公述書には、公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容を記載すること。
- (6) 公述書の内容が事案の範囲外にあるとき又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
- (7) 議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
- (8) 制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。
- (9) 傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日午前9時00分から新島村住民センターで行い、傍聴券を交付する。